

輸入加糖調製品の売買差額について

- ◆ 糖価調整制度の適用日（平成30年12月30日）以降は、下図（注1）のとおり、関税の一部を売買差額に置き換え、現行の譲許水準の範囲内で、関税と売買差額の両方をご負担いただくこととなりました。
- ◆ 売買差額は、譲許税率と関税（暫定税率）の差額部分にCIF（関税の課税標準額）を乗じて得た額となります。
- ◆ なお、下図の関税はTPP 11協定発効1年目及び2年目のものであり、3年目以降は関税暫定措置法により毎年度措置（注2）されます。

（注1）下図は一例であり、品目に応じて譲許税率と関税は異なります。

（注2）3年目以降に関税（暫定税率）が変更になる場合は、関税と売買差額の負担額が変わります。

